

五泉市農業委員会

令和3年 第3回 定例総会議事録

会議開催 令和3年3月25日(木) 午後2時00分
場 所 五泉市役所 4階 401会議室

出席委員(19人)

1番 渡辺 清滋	2番 加藤 健一
3番 江口 聡	4番 渡邊 清司
5番 高橋 甚一	6番 今井 聡
7番 岩出 ノブ子	8番 林 毅
9番 亀山 公子	10番 権平 孝男
11番 阿部 伸由	12番 渡邊 みのり
13番 高岡 公衛	14番 川村 孝雄
15番 佐久間 公英	16番 楯 英樹
17番 地濃 潤一	18番 松尾 タカ子
19番 古田 常藏	

欠席委員

無し

関係説明者

局 長	鈴木 一弘	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について
議案第 5 号 事務局員の任免について

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 3 年第 3 回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 3 年 第 3 回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、19 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 11 番 阿部伸由 委員、12 番 渡邊みのり 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。調査班の班長 12 番 渡邊みのり 委員から報告してもらいます。

調査班長（渡邊みのり 委員）

 はい議長。議席番号 12 番、現地調査班 渡邊です。優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 2 月の農地パトロールを実施しました。

 本日 9 時 30 分から私ほか、山崎 推進委員、森山 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

 五泉地区では、橋田、寺沢、赤羽、東四ツ屋、中川新、一本杉、村松地区では、上大蒲原、牧 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。
最初に、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地法第3条の規定による許可申請は、総数3件のうち売買が2件、贈与が1件となります。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。
3ページをご覧ください。
番号1番は、売買での所有権移転の案件となります。
譲渡人の経営規模縮小のため、田1筆、958㎡を議案書記載の金額で売買するものです。
4ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
3ページに戻っていただき、番号2番も売買での所有権移転の案件となります。
譲受人の経営規模拡大のため、畑2筆、867㎡を議案書記載の金額で売買するものです。
5ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
3ページに戻っていただき、番号3番は贈与での所有権移転の案件となります。
譲受人の耕作の便を図るため、田1筆、868㎡を議案書記載の金額で贈与するものです。
6ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（渡邊みのり 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は上大蒲原地内の田で、番号2番は牧地内の畑、番号3番は東四ツ屋地内の田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答～～

議長 無ければ、採決に入ります。
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、
「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。
今回の農地転用事業計画変更承認申請は、総数3件であります。
9ページをご覧ください。
番号1番は砂利採取に伴う搬出入路及び表土置場として令和3年1月に許可を受け
ておりましたが、期間の変更と砂利採取への用途変更を行うものであります。
16ページの審査表をご覧ください。申請地は不動堂地内の農用地ですが、失礼しま
した。一本杉地内の農用地であります。周辺への影響も少ないと考えられ、砂利採取
後に原形復旧するものであるため、一時転用は、計画の変更はやむを得ないものと判
断しております。
9ページに戻っていただき、番号2番は大型重機回転場及び資材置場として令和2
年3月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。
9ページ内の右から2番目、許可年月日でありますが、令和3年3月26日と記載が
ありますが大変申し訳ありません、令和2年3月26日の誤りであります。お詫びして
訂正いたします。

併せまして、重ね重ね申し訳ありません。番号3番の許可年月日も令和3年3月26日とありますが、令和2年5月29日の誤りであります。お詫びして訂正いたします。

番号2番に戻りまして、期間の変更を行うものであります。いわゆる「東南環状線」の工事に伴うものであります。

22ページの審査表をご覧ください。計画そのものに変更はなく、利用後に原形復旧するものであるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。

9ページに戻っていただき、番号3番は資材置場及び工事車両駐車場として令和2年5月に許可を受けておりましたが、同じく期間の変更を行うものであります。「東南環状線」の工事に伴うものであります。

28ページの審査表をご覧ください。計画そのものに変更はなく、利用後に原形復旧するものであるため、一時転用の計画変更はやむを得ないものと判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

高橋甚一 委員 はい。

議長 はい、高橋委員。

高橋甚一委員 議席番号5番、高橋です。

今回の農地転用の事業計画の変更ということなので、いつも説明している農地区分の説明がありませんでしたが、前回許可を得たときと同じということで説明はする必要がなかったということなんでしょうか。

議長 はい、阿部係長。

阿部係長 はい、言葉足らずで申し訳ありません。

高橋委員の仰るとおり番号1番、2番、3番全て許可区分につきましては、前回許可したものと同一で変更なしであります。よろしく願いいたします。

議長 高橋委員、いいですか。

高橋甚一 委員 はい。

議長 他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、贈与2件であります。31ページをご覧ください。

番号1番は田1筆、合計面積406㎡を個人住宅建設敷地とする永久転用案件で、贈与となります。38ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア)ーbー(c)」であります。

申請地は寺沢2丁目地内の都市計画用途地域内で、第3種農地に該当するため、個人住宅建設敷地として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。

31ページに戻っていただき、番号2番は畑1筆、合計面積97㎡を宅地の拡張とする永久転用案件で、贈与となります。具体的な転用目的は駐車場用地であります。

44ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「カー(ア)」であります。申請地は赤羽地内の第1種農地にも第3種農地にも該当しないその他2種農地で、周辺への影響も少なく宅地の拡張として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（渡邊みのり 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は寺沢2丁目地内の畑、番号2番は赤羽地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

加藤健一 委員 はい。

議 長 はい、加藤委員。

加藤健一 委員 議席番号2番、加藤です。

番号2番でありますけども、申請に係る審査表の中の〇〇〇〇の「英」がおかしいのではないですか。

議 長 事務局、質問分かりますか。

阿部係長 はい、議長。

議 長 はい、阿部係長。

阿部係長 大変申し訳ありませんでした。44ページの譲受人の名前が〇〇「英」となっておりますが、正しくは「秀」の間違いであります。お詫びして訂正いたします。

議 長 加藤委員、良いですか。

加藤健一 委員 はい。

議 長 他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

47、48 ページをご覧ください。

令和3年3月12日(金)に、あっせん審査委員会が開催され、番号1番の内容について審議されました。

あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番は、売買の案件です。

番号1番は、合計面積8,791㎡を議案書記載の金額で所有権移転するものです。

この所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」は、原案のとおり決定されました。

続いて「通常案件」についてお諮りします。

この案件には、委員が関係するものがあります。

53ページに記載のとおり、議案番号9番は関係委員が関係します。議事参与の制限により関係委員は退室をお願いします。

(関係委員 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。
53 ページをご覧ください。
番号 9 番は新規の利用権設定の案件です。番号 9 番は、合計面積 6,065 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。
この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 9 番は、原案のとおり決定されました。
関係委員は入室して下さい。

(関係委員 入室)

続きまして、61、62 ページに記載の議案番号 17 番は、関係委員が関係しますので、退室して下さい。

(関係委員 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。
61、62 ページをご覧ください。
番号 17 番は新規の利用権設定の案件です。番号 17 番は、合計面積 5,878 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。
この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の

内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。
「通常案件」の番号 17 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 17 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は入室して下さい。

(関係委員 入室)

続きまして、76 から 78 ページに記載の議案番号 51 番から 54 番は、関係委員が関係しますので、退室して下さい。

(関係委員 退室)

議長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

76 ページからをご覧ください。

番号 51 番から 54 番は利用権の再設定案件です。番号 51 番は、合計面積 1,961 m²、番号 52 番は、面積 972 m²、番号 53 番は、面積 822 m²、番号 54 番は、合計面積 3,144 m²、それぞれを議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 51 番から 54 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は
挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 51 番から 54 番は、原案のとおり決定
されました。関係委員は入室して下さい。

(関係委員 入室)

続きまして、114、115 ページに記載の議案番号 102 番は、関係委員が関係しますの
で、退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

114、115 ページをご覧ください。

番号 102 番は利用権の再設定案件です。番号 102 番は、合計面積 3,103 m²を議案書
記載の俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の
内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 102 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 102 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は入室して下さい。

(関係委員 入室)

続きまして、134 ページに記載の議案番号 132 番は、関係委員が関係しますので、退室してください。

(関係委員 退室)

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

134 ページをご覧ください。

番号 132 番は利用権の再設定案件です。番号 132 番は、面積 1,259 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号 132 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号 132 番は、原案のとおり決定されました。関係委員は入室して下さい。

(関係委員 入室)

続きまして、「通常案件」の番号 9 番、17 番、51 番、52 番、53 番、54 番、102 番、132 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

49 ページからをご覧ください。

番号 9 番、17 番を除く、番号 1 番から 16 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、面積 971 m²、番号 2 番は、面積 1,021 m²、番号 3 番は、合計面積 1,949 m²、番号 4 番は、面積 433 m²、番号 4 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 5 番は、合計面積 3,945 m²、番号 6 番は、合計面積 6,327 m²、番号 7 番は、合計面積 3,633 m²、番号 8 番は、合計面積 7,410 m²、番号 10 番は、合計面積 3,868 m²、番号 11 番は、合計面積 1,668 m²、番号 12 番は、合計面積 6,114 m²、番号 13 番は、面積 340 m²、番号 13 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 14 番は、合計面積 1,020 m²、番号 15 番は、合計面積 29,214.22 m²、番号 16 番は、合計面積 7,385 m²

それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、番号 51 番から 54 番、102 番、132 番を除く、番号 18 番から 145 番につきましては、利用権設定の再設定案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、143 ページをご覧ください。

番号 146 番は、新規の利用権設定の案件です。番号 146 番は、面積 132 m²を使用貸借するものです。

番号 146 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

高橋甚一 委員 はい。

議 長 はい、高橋委員。

高橋甚一 委員 議席番号5番、高橋です。

先ほどの説明で番号17番までは新規と言われて、18番19番20番に関しては再設定と言われたんですが、議案書には新規と書いてあるんですがこれは再設定ということでしょうか。ご確認をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 はい、藤田主査。

藤田主査 大変申し訳ございませんでした。ご指摘のとおり18番19番20番についても新規の貸し借りの案件でございます。この場をお借りして新規案件の読み上げさせていただきます。

番号18番は合計面積4,084㎡、番号19番は合計面積2,995㎡、番号20番は合計面積2,961㎡、それぞれ新規の賃貸借の案件で、議案書記載の俵数での貸し借りとなります。よろしく願いいたします。

議 長 高橋委員、良いですか。

高橋甚一 委員 はい。

議 長 他にありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の番号9番、17番、51番、52番、53番、54番、102番、132番を除く案件について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の番号9番、17番、51番、52番、53番、54番、102番、132番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長説明いたします。

144 ページからをご覧ください。

今月は、11 件の申し出がございました。番号 1 番から 8 番は、農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 4,789 m²、番号 2 番は、合計面積 12,622 m²、番号 3 番は、合計面積 26,837.3 m²、番号 4 番は、合計面積 16,436 m²、番号 5 番は、面積 1,021 m²、番号 6 番は、合計面積 7,409 m²、番号 7 番は、合計面積 18,835 m²、番号 8 番は、合計面積 1,429 m²、それぞれを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

続きまして、番号 9 番から 11 番は、農地中間管理機構への使用貸借の案件となります。

番号 9 番は、合計面積 3,362 m²、番号 10 番は、合計面積 1,086 m²、番号 11 番は、合計面積 3,450 m²、それぞれを使用貸借するものです。

今月は、総数田 92,375.3 m²・畑 4,901 m²・計 97,276.3 m²を農地中間管理機構へ貸借します。

これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

渡邊みのり 委員 はい。

議長 はい、渡邊委員。

渡邊みのり 委員 12 番、渡邊です。

中間管理機構への集積計画のなかの契約内容のところ、ちょっと分からないので教えて欲しいのですが、10 アール当たりいくら、という契約と使用貸借という契約がありますが、この違いは何でしょうか。

藤田主査 はい、説明いたします。

10 アール当たりいくらと記載してあるものにつきましては面積に対していくら、という賃貸借となります。使用貸借については、賃料の発生がなく土地をそのまま貸すと

いうものであります。

議 長 　　ちょっと分かりづらいな。

藤田主査 　はい、使用貸借となっているものについては無料という形であります。

渡邊みのり 委員 　では、今までは使用貸借という案件は余りなかったですよ。
　　今回非常にいっぱいありますが、その人はタダで中間管理機構へお貸しして、中間管理機構は誰かに貸す時もタダでお貸しするということですか。

議 長 　　はい、藤田主査。

藤田主査 　今回の案件ですが、賃貸借で出てくる方と使用貸借で出てくる方と同一人物でありまして、農地の場所によってここは田については賃料の発生する農地、例えば畑については賃料を貰わないという形ですので、全く無償という訳ではございません。
　　議案書の作成上、別々に書いてありますが農地の場所によって賃料が発生するものと発生しないものがあります。
　　機構から受ける方についてもそれと同じ条件で借り受ける予定であります。

議 長 　　良いですか。

渡邊みのり 委員 　だいたい分かりました。

佐久間公英 委員 　はい、議長。

議 長 　　はい、佐久間委員。

佐久間公英 委員 　議席番号 15 番、佐久間です。
　　今ほどの説明で、無料で貸し借りすると。こういった場合は手数料の発生もないわけですよ。

議 長 　　藤田主査。

藤田主査 　手数料について賃料に応じて発生するものですので、使用貸借であれば発生いたしません。

議 長 　　これ、大丈夫？その答えで良い？手数料なしで。

今井聡 委員 　はい、議長。

議 長 はい、今井委員。

今井聡 委員 6番、今井です。

これ推測ですけども、使用貸借だけでは中間管理機構に貸し出せなくて、今事務局が言ったように田んぼでお金が発生していて、ついでに使用貸借がある、ということでしょうか。

単なる使用貸借だけを機構にお願いしても、機構が受けるわけではないですよ。

例えば8対2の割合で、8の方はお金をもらうけども残りの2は使用貸借ですよと、という塩梅でしょうか。

議 長 農地バンク、まあ中間管理事業が始まったときに、今までの流れからくると貸し借りが決まっています、そして機構へお願いして契約という流れになる訳ですが、本来は誰も使っていないので農地バンクに預ける、借りてくださいよ、と。その時は借り手もいないんだからね。

そういったものを農地バンクが受けたことがないですよ。必ず借り手がいて受けているような状況なんです。

チラシなんか見るとそうじゃないんだ。農地バンクに預ける、農地バンクが借り手を探すみたいな話になってるんですよ。

今井聡 委員 なっています。一般の人はそう思っている。

議 長 そうなんです。だから事務的にちょっとおかしい部分があるという問題が出てくるのも当然なのかなと思いますけど。事務局確認しておいてくれよ。

今井聡 委員 農業委員になってから農地バンクなんていう、まさに農地銀行ですわね。で、預けるよ、そうではないんだよ、というところから一回一回説明することもあります。

議 長 しかも、預かって3年間借り手がないと、またお返ししますなんていう話になるからね。その期間は誰が管理するんですかという問題も起きてきたんですね。

農道整備だの草刈りだの誰がするんだ、農業委員会がしねばねえなんて話まで出てきて、冗談じゃねえわなんていう話もあったんですよ。

まだその辺が政策的にスムーズにいかないという部分が、確かにあることはあるんですよ。

今の渡邊委員の話は良いですか。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、先ほどの今井委員の、使用貸借が抱き合わせでだからできるのではないかと

いうお話ですが、貸し借りについては、ケースとしては少ないかなとは思いますが、賃料が発生しない貸し借りであっても機構への貸し付けは可能と聞いております。

今井聡 委員　　いまの説明だと、お金が発生していなくても機構は受けそうな気がするんですが、そうではないということでしょう？

使用貸借だけど誰か借り手がいるということですよ。手数料が発生しなくとも業務的には関わるといことですよね。

藤田主査　　使用貸借契約ということでマッチングの相手も決まった段階です。

とりあえず機構に貸し出して相手を探しましょう、というのではなくて、この条件で借りる方がいるという内容で申請するということでもあります。

今井聡 委員　　そもそも論ですが、機構を利用するメリットって改めてどういうことですか。

議 長　　いくつかありましてね、機構を使えばその地域の農地の集積に際して離農給付金、経営転換協力金、これが貰えると。或いはその地域の圃場整備、これらも機構に貸し付ければほとんど受益者負担ゼロでやりますよというような謳い文句があることはある。ええ…。

今井聡 委員　　あることはあると。

議 長　　それで実際に動いているところもありますからね。いま圃場整備をしているところ、土地改良の中でね事業二つ、今までの事業方針を一本化しようとしている。ほとんど農地バンクにまとめて事業をしようというのが国の方針ですので、そちらの方へ動いていることは動いているんですけど、まだどうも現場の方というかじっくりこないところがあって、特に新潟県なんか財政難ということもあって圃場整備が滞っている部分がある訳ですが。その辺がどうもすっきりしないところは勿論あるわけですが、メリットはそれなりに十分あるということです。

佐久間公英 委員

あの、別所の圃場整備なんですけど、あそこ中間管理機構を使って集積をしてほしい2千万円くらいの集積協力金ですか、その予定です。

議 長　　これも別所関係においては中山間地地域指定を使って1反当りの集積協力金が2万8千円だったか、最高額なんですよ。普通は1万とか1万5千円なんですよ。

地域によってバラつきがあったりして色々あるので、圃場整備する場合はそういったことも十分土地改良と協議しながら進めなければならないな、と思っています。

この件については良いかな。事務局、何か言いたいことあるかね。

事務局　　ありません。

議 長 それでは無いようですので、採決を行います。
 「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

 ～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

 続きまして、「議第5号 事務局職員の任免について」を議題とします。
 事務局より説明をお願いします。

局 長 はい議長。

議 長 局長。

局 長 それでは議題5号 事務局職員の任免について、161 ページです。
 163 ページをご覧ください。

 令和3年4月1日付け人事異動の発令（内示）が五泉市よりあったので、下記の者を事務局職員に任命するものとする、ということであります。今回は2人の異動がありました。

 まず本庁では藤田主査が支所の地域振興課へ異動です。その代わりに転入者として入ってくるのが現在村松事務所にいる松村主査、松村主査が今の藤田君の席に来ます。

 それからもう一人、下段の農業委員会村松事務所の松村主査の代わりに市民課から加藤主査が転入してきます。以上です。

議 長 ありがとうございました。それでは審議を行いますので、事務局職員は退室して下さい。

 （事務局職員 退室）

議 長 事務局職員の任免について私から説明申し上げます。

 （会長から市長協議の内容等を含めて情報提供）

 ということで、「議第5号 事務局職員の任免について」ご承認をいただけるかをお諮りする訳ではありますが、ご承認いただけますでしょうか。

 承認される方は挙手をお願いします。

 ～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第5号 事務局職員の任免について」は、原案のとおり

り決定されました。

事務局職員は入室して下さい。

(事務局職員 入室)

それでは職員の方皆さんにお知らせします。ただいま十分な、熱心な協議をした結果、承認をするということになりましたので、よろしくお祈いします。

続きまして、日程8「報告事項」に入ります。

「報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議長 藤田主査。

藤田主査 はい議長報告いたします。

167 ページをご覧ください。

第2回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。

番号1番は、面積926㎡が議案書記載の金額で農地中間管理機構から借受人に対して貸借されるものです。

以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無いようでしたら、続きまして、「報告第2号 荒廃農地に係る非農地判断について」事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議長 田中所長。

田中所長 はい、議長。説明します。

議案書171ページをご覧ください。

1月総会にて承認いただきました、311名965筆、363,366.41㎡の農地所有者に対して、非農地通知書を2月10日の日付で郵送いたしました。

表の②のとおり、結果4名の方から申し出があり、所有地合計6筆、3,717.28㎡分が農地の状態であることを確認し、最終的に309名959筆359,649.13㎡の農地を非農地として農地管理台帳から除外する処理となったことを報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

渡辺清滋 委員 はい。

議長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員 渡辺です。
非農地処理対象の①から②を引く、311名から4名を引くと309人にはならないのですが。

田中所長 渡辺委員のご質問にお答えします。4名のうち2名の方が、除外する農地と非農地のまま残す農地を所有されていてダブリがありますので、このような結果となります。以上であります。

議長 ほかにありませんか。

～～質疑応答なし～～

議長 よく言われるんですが、非農地処理をした場合、地目は何になるんですかと言われるんですけど。

田中所長 農地管理されている土地を登録するのが農地台帳ということであります。これを皆さんから5年かけて調査をしていただいて、農地でないと判断されたものであります。農地台帳からは除外します。ただし他の課が管理している台帳を山林になっているから山林に変えてください、といった働きかけは農業委員会としてはやらないということで結論付けております。
従いまして、地目をどうするかについては所有者の判断にお任せしまして、私どもから働きかけはしない。あくまで農地台帳から除外するものであります。

議長 分かりました。
それでは、続きまして、「報告第3号 農地集積・集約加速化支援事業補助金の結果報告について」事務局より説明をお願いします。

五十嵐次長 はい、議長。

議 長 五十嵐次長。

五十嵐次長 はい、議長。

それでは、私の方から「令和2年度農地集積・集約加速化支援事業補助金の結果報告について」ご説明いたします。

お手元の 報告第2号の別紙 をご覧ください。

この補助事業は今年度からスタートした制度で、実質的な「人・農地プラン」を策定した地区の中心経営体が農地を3反以上集積した場合に、初年度に限り1反あたり5,000円を助成するものです。

令和2年度は、令和元年12月に人・農地プランを実質化した本田屋地区が対象で、中心経営体である農事組合法人グリーンサポートから申請がありました。

補助対象面積が上限を超えることから、補助限度額の10万円を交付しました。

説明は以上になります。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、続きまして、「報告第4号 五泉市遊休農地対策補助金交付要綱の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議 長 田中所長。

田中所長 はい、議長。説明します。

令和元年度より当農業委員会所管となりました五泉市遊休農地対策補助金交付要綱ですが、遊休農地の解消の促進と補助金の有効利用のため、3条に規定しております補助金対象者について、下線の部分のとおり「農地法等による受託者」を付け加えました。

また、明文化しておりませんが、これまで8月31日までの申請分を補助の対象として事業受付を区切っておりましたが、年間を通しての受付とすることに変更したことを申し添えます。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

高岡公衛 委員 はい。

議 長 はい、高岡委員。

高岡公衛 委員 13 番、高岡です。

その説明は、机上配布の 4 月 1 日以降に配布をお願いしたいと書いてあるもののことですか。それと、農地集積の 1 反 5 千円のものとは別のものですね。

議 長 田中所長。

田中所長 五泉市遊休農地対策補助金交付要綱の改正ですが、今回お配りした回覧物は、先月の総会でも高橋委員からもご指摘がありましたが、補助金の情報を早めに各農家に回覧して欲しいという要望がありましたので、今回皆さんからご足労いただきますが、農家組合長を通じて回覧をお願いするものであります。以上であります。

高岡公衛 委員 分かりました。

議 長 ほかにありませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。

これをもって、令和 3 年第 3 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 20 分 閉会)